

役員報酬等に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人若芽会（以下「この法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。また、本人の申し出により支給を辞退することもできる。

- (1) 常勤の理事 報酬（賞与、退職慰労金）
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
 - (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式による算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月24日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第19条の規定に準じて支給)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程(職員旅費規程)に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成30年6月16日より施行する。

この規定は、平成31年3月1日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

理事長	月額 244,530 円
業務執行理事・理事	無報酬

別表第2（常勤の理事の賞与）

理事長 6 月・12 月の賞与	給与規定第 8 条・第 9 条に準じて 6 月は別表第 1 の 1.4、12 月は 1.6
業務執行理事・理事	無報酬

別表第3（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

理事会等会議への出席	日額 3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出席	日額 3,000 円

(2) 監事

監事監査等への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出席	日額 3,000 円